

福井県報

号 外 第 69 号

令 和 6 年
12月24日(火)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

告 示

○福井県知事管理漁獲可能量の設定（509・水産課）…………… 1

告 示

福井県告示第509号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群の令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。）知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年12月24日

福井県知事 杉本 達治

第1 まあじ

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県まあじ沿岸漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県まいわし対馬暖流系群沿岸漁業	現行水準

第3 かたくちいわし対馬暖流系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県かたくちいわし対馬暖流系群沿岸漁業	50,000トンの内数

第4 うるめいわし対馬暖流系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県うるめいわし 対馬暖流系群沿岸漁 業	46,000トンの 内数